第八十条中「十五課」を「十六課」に、「情報経済課」を「情報経済課サイバーセキュリティ課」に改める。

第八十二条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第九十一条を削る。

第九十条第一号中「こと（」の下に「経済産業政策局及び」を加え、同条第二号中「こと」の下に「（経済産業政策局の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条中第四号を削り、第五号を第四号とし、同条を第九十一条とし、第八十九条を第九十条とし、第八十八条を第八十九条とし、第八十七条を第八十八条とする。

第八十六条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を削り、第六号を第四号とし、同条を第八十七条とし、第八十五条を第八十六条とし、第八十四条を第八十五条とし、第八十三条を第八十四条とし、第八十二条の次に次の一条を加える。

（サイバーセキュリティ課の所掌事務）

第八十三条　サイバーセキュリティ課は、情報処理に関するサイバーセキュリティの確保に関する事務をつかさどる。

第百三条中「三課」を「四課」に、「省エネルギー対策課」を「新エネルギーシステム課省エネルギー課新エネルギー対策課」に改める。

第百二十六条を削る。

第百二十五条第四号中「及びガス市場整備課」を削り、同条を第百二十六条とする。

第百二十四条中「六課」を「五課」に、「政策課ガス市場整備課」を「政策課」に改め、同条を第百二十五条とし、第百二十三条を第百二十四条とし、第百十七条から第百二十二条までを一条ずつ繰り下げる。

第百十六条（見出しを含む。）中「新エネルギー対策課」を「新エネルギー課」に改め、同条を第百十七条とする。

第百十五条（見出しを含む。）中「省エネルギー対策課」を「省エネルギー課」に改め、同条を第百十六条とする。

第百十四条の次に次の一条を加える。

（新エネルギーシステム課の所掌事務）

第百十五条　新エネルギーシステム課は、省エネルギー及び新エネルギーに係る技術を有効に組み合わせて一体的に活用する新たなエネルギーの供給及び利用に係るシステムに関する政策に関する事務をつかさどる。

附則第十二条中「第百二十五条各号」を「第百二十六条各号」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（産業構造審議会令の一部改正）

2　産業構造審議会令（平成十二年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表製造産業分科会の項下欄に次の一号を加える。

三　伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第五十七号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

第六条第一項の表商務流通情報分科会の項下欄中第八号を削り、第九号を第八号とする。

経済産業大臣　林　幹雄

内閣総理大臣　安倍　晋三

関税定率法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年六月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百四十号

関税定率法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、関税定率法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十六号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（関税法施行令の一部改正）

第一条　関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十九条の四」を「第五十九条の六」に、「第二節　輸出申告の特例（第五十九条の五―第五十九条の十九）」を「第二節　輸出申告の特例（第五十九条の七―第五十九条の十九）第二節の二　輸入申告の特例（第五十九条の二十・第五十九条の二十一）」に改める。

第四条の十六第一項中「税関長」を「当該修正申告に係る貨物についての法第七条第一項（申告）の申告をした税関長（法第七条の十六第二項（更正及び決定）の規定による決定に係る貨物についての修正申告をしようとする場合にあつては、当該決定をした税関長）」に改め、同条第二項中「（補正による修正申告）」及び「先の」を削る。

第四条の十七第一項中「更正請求書を」の下に「当該更正の請求に係る貨物についての法第七条の十四第一項第一号（修正申告）に規定する納税申告をした」を加える。

第三十六条の三に次の一項を加える。

8　第五十九条の二十第二項の規定は、法第四十三条の三第三項において法第六十七条の三第一項前段（輸出申告の特例）及び第六十七条の十九（輸入申告の特例）の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第五十九条の二十第二項中「前項の輸入申告（法第六十八条（輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類）に規定する書類及び法その他の関税に関する法令の規定により輸入申告の際に提出するものとされている書類の提出を含む。）」とあるのは、「第三十六条の三（第八項を除く。）に規定する書類の提出」と読み替えるものとする。

第三十六条の四中「保税蔵置場に承認を受けずに外国貨物を置くことができる期間の延長」を「外国貨物を置くことの承認」に改め、「申請書を」の下に「当該貨物を入れる保税蔵置場の所在地を所轄する」を加え、同条ただし書中「税関長」を「当該税関長」に改める。

第五十一条の四に次の一項を加える。

4　第三十六条の三第八項の規定は、法第六十二条の七（保税蔵置場及び保税工場についての規定の準用）において法第四十三条の三第三項（外国貨物を置くことの承認）の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第三十六条の三第八項中「第三十六条の三（第八項」とあるのは、「第五十一条の四（第四項」と読み替えるものとする。

第五十一条の十二に次の一項を加える。

8　第三十六条の三第八項の規定は、法第六十二条の十五（保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用）において法第四十三条の三第三項（外国貨物を置くことの承認）の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第三十六条の三第八項中「第三十六条の三」とあるのは、「第五十一条の十二」と読み替えるものとする。

第五十八条第四号中「第五十九条の四及び第五十九条の七」を「第五十九条の五及び第五十九条の六」に改める。